

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成30年6月14日（木）

開 会（午前9時0分）

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（委員あいさつ）

（執行部の部長職、次長職、課長職職員の自己紹介）

（席次の決定）別紙のとおり

【議 事】

○議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第2号）」当委員会所管部分（議会事務局）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時10分）

（説明員交代）

再 開（午前9時12分）

○議案第70号「旧コンポストセンター跡地解体・改修工事請負契約締結
について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

工事は議会の議決を得て、いつ頃から始まるのか。また周辺住民への説明会はどのように予定されているのか。

吉永商業観光

議会でお認めいただいた後、7月から準備を始め、工事に入る予定です。

課主幹

周辺住民への説明会については、解体業者が確定次第、7月に入りましてから説明会を予定しているところです。

城下委員

解体はしなくてはならないものと認識はしている。当初予算では、全体が16億円を超える事業になるということだったと思うが、今年度の流れとしては解体工事が終わり、PFI方式を検討されているということだが、その後の予定について、現段階でわかる範囲でお示しいただきたい。

吉永商業観光

現在、並行してPFI事業者の選定を行っております。7月下旬ごろに

課主幹

選定を行い、9月議会で契約についてお願いしたいと考えております。

城下委員

市内の地産地消の観点から、ファーマーズマーケットなどの設置をするという説明が当初予算であった。市内の農業や商業を行っている方々の御

	意見、御意向、売り場面積、スペース等を含め、そういった意見聴取も P F I の選定の中で行っていくのか。
吉永商業観光 課主幹	P F I に関しましては、建物の設計と施工とメンテナンスになります。施設の運営に関しては、指定管理者を選定する中でどのような形になるのか検討して選定するということです。
城下委員	売り場面積については、拡大するような部分というのはまだ検討段階なのか。
吉永商業観光 課主幹	選定の中では、500㎡から700㎡ということで予定はしておりますが、事業者からの提案がこれからですので、どれぐらいのスペースになるかはこれからの流れで決まっています。
亀山委員	周辺住民への説明ということだが、どこの自治会を想定しているのか。例えば、東所沢和田三丁目の道路の拡幅工事等も重なってくるので、どのあたりの自治会なのか。
吉永商業観光 課主幹	7月に予定している説明会については、東川自治会と東所沢和田三丁目自治会を対象に、解体工事と道路拡幅工事を併せた説明会を予定しております。

杉田委員	議案資料99ページについて、入札者について、西武建設と丸和建设だが、丸和建设が辞退ということだが、辞退した理由はなにか。
吉永商業観光課主幹	契約課に確認したところ、下請けを2社予定していたが、そのうちの1社が辞退したとのことでした。残る下請け1社だけでは、工事ができないということで辞退されたと聞いております。
杉田委員	実際は入札しなかったが、検討されたような業者はあったのか。
吉永商業観光課主幹	契約課に確認したところ、他に問い合わせはなかったとのことでした。
杉田委員	西武建設のイメージとしては、建物をつくるイメージがあるが、建物の解体に対しての実績については把握しているのか。
吉永商業観光課主幹	所沢駅西口の西武車両工場跡地の解体を西武建設が行ったところですので、実績としては十分と考えております。
城下委員	丸和建设の辞退に関して、下請け2社が1社になったために辞退したとのことであるが、現在、建設労働者の確保が課題になっているような話も

巷では聞く。今回、建設労働者が確保できなかったというような影響で辞退されたのか。

吉永商業観光
課主幹 そこまで詳しくは、わかりません。

城下委員 議案資料101ページに、施設整備の工事で土壌汚染対策、鉛汚染土処分とあるが、具体的にどれぐらいのところで見つかったのか。また、撤去作業はいつごろになるのか。

吉永商業観光
課主幹 場所としては、議案資料103ページ、現況平面図の中段にある、発酵槽跡と受電室の間で発見されました。深さとしては、60センチまでの土壌を除去するということです。時期としては、解体を始める前の早い段階で除去するということです。

村上委員 答えられたらでいいが、一般競争入札の資格はどういった業種が対象だったのか。

吉永商業観光
課主幹 市内の建設で、ランクとしてはAランクを持っている建設業者が対象です。

村上委員	Aランクは全部で何社あるのか。
吉永商業観光 課主幹	電子入札で執行していますが、12社となります。
村上委員	12社のうち、問い合わせは何社からあったのか。
吉永商業観光 課主幹	問い合わせはなかったと聞いております。
村上委員	現場説明書閲覧開始になって、その後、何の問い合わせもなかったのか。
吉永商業観光 課主幹	告示したあと、営繕課で質問期間を設けていたが、確認したところ、特に問い合わせはなかったということでした。
末吉委員	土壌汚染について、施設のいいますと、さまざまな重金属などが沈殿していそうな施設跡に思うが、今後においてさらに解体に際し、追加で重金属や影響を与えるような物質が出てきて、例えば工事が追加になるようなことがないように既に把握されているのか確認させていただきたい。
吉永商業観光	検査としては、メッシュ検査という全体的なところを検査した中で、唯

課主幹

一、今回の部分だけ出てきたものです。全て調査した結果、物質は現在のところ以外出ていないということでもあります。

【質疑終結】

【意 見】

城下委員

旧コンポストセンター跡地解体・改修工事請負契約締結の予算の提案をされているが、今後、解体が7月にあり、PFIの選定も含め9月にあるということだが、この場所は地産池消の拠点となる場所にもなっていくと思うので、ぜひ、PFI事業者の提案だけではなく、市としても農業者、商業者が望む地産池消の拠点となるよう、内容も再度、検討していただくことを意見として申し上げまして賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第70号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時22分）

（説明員交代）

再 開（午前9時25分）

○議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第2号）」当

委員会所管部分（経営企画部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時26分）

（説明員交代）

再 開（午前9時27分）

○議案第62号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

城下委員

議案資料74ページ、今回、それぞれ個人市民税における給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の額がそれぞれ変更になるということだが、どういった方たちがこの恩恵を受けるのか教えていただきたい。

肥沼市民税課
長

個人市民税について、(1)の二つ目のまるのところ、非課税基準の引き上げですが、この点で、給与所得ではなく事業者の方や自分で起業をされた方などが、人数としては590名程度が恩恵を受けることになるものと見込んでいます。

城下委員

(3)の法人市民税で、法人市民税における電子申告の義務化に係る所要の改正ということで、資本金が1億円を超える法人については電子申告を義務化するというので、そうすると具体的に所沢市内の事業所はどれぐらい対象となるのか。

肥沼市民税課
長

700法人程度を見込んでおります。

城下委員 電子申告に伴う改修を含めての費用は、それぞれ事業所の負担になると
いう理解でよろしいか。

肥沼市民税課
長 そのとおりです。

村上委員 今回の改正で加熱式たばこの区分ができたということで、紙巻たばこ1
本に換算して税額が決まったということか。具体的にどういうことか教え
ていただきたい。

肥沼市民税課
長 現在の課税方法は、製品1グラム当たりにつき紙巻たばこ1本に換算す
る方法で課税をしております。その方法ですと、紙巻たばこに比べて税の
格差が大きく生じているということで、新しい課税方法として、製品の重
量だけではなく、実際の液体等の重量と、たばこ1本当たりの小売りの売
価をもとに換算する方法を組み合わせるような計算方式に変わります。そ
うすることで、実際の紙巻たばこの金額に近づく税額になるのですが、そ
れを5年間、段階的に引き上げるのが今回の改正です。

村上委員 売り上げに対して調整したということは、現段階の売り上げに対して調
整したということだから、例えば、売価が上がってくると、そのたびに税
額が変わってくるということか。

肥沼市民税課
長

そのとおりと理解しております。実際の売価ということです。

杉田委員

どのぐらいの人が加熱式たばこを吸っているのか、最近の傾向、増えてきていると思うが、その辺はわかるか。

肥沼市民税課
長

昨年の国の資料によると、国内で13%程度となっております。

杉田委員

普通のたばこも値上げがあったが、以前にも値上げされたことがあって、結果的に言うと、たばこを吸う人自体が、多分、減少していると思う。税金分が増えた分で、また減ったところを戻してということだと思うが、その辺の分析をどのようにしているか。

肥沼市民税課
長

実際、当市の場合、たばこの売り上げ本数は常に減少傾向にあり、そのことで市たばこ税の税収は低下傾向にあります。市たばこ税を引き上げた時は、従来は増収につながってきたという現状があります。今回については、最近、所沢の場合は売り上げ本数の低下が著しい状況もあるので、実際の販売本数の低下の影響と増税の影響がほぼ同程度と理解しており、同額程度で推移をするのではないかと見込んでおります。

杉田委員

これからは、プラスマイナスで同じぐらいにしてくれるのではないかと
いうことだと思うが、何度か上げているわけだが、以前の動きとしては、
税収は下がってきたというイメージがあるが、緩やかに下がってきている
のか、それともその時に下がっているのか。

肥沼市民税課
長

従来の増税の場合は、一旦、売り上げ本数が減ってきて増税をして、税
収が増えて、しばらくすると段々落ちてくる、という流れでした。

杉田委員

そういった意味では、今後も段階的に上げていくと、吸う人自体が減っ
ていく方が大きく、減少傾向ではないかと思うのだが、引き上げが段階的
に終わった時点で、それ以降はどのように見込んでいるのか。下がるので
はないか。

肥沼市民税課
長

実際に引き上げが終わった段階では、増額の要因が消えるため、その後
については委員お見込みのとおり、税収は減少の可能性が高いと考えてお
ります。

城下委員

議案資料76ページ、固定資産税のわがまち特例で、昨日も質疑があっ
たと思うが、今、所沢市は導入計画書、基本計画を検討中で、経済産業大
臣の同意を得るための手続き中だという説明があったと思うが、市長が作

成したのちの流れはどういう流れになっていくのか。対象事業者、中小企業の人たちにどういう形で周知をしていくのか。

当麻資産税課長 市が基本計画を準備しており、そちらが策定されますと、今度は中小企業がそれぞれ、導入計画を策定します。市長の認定を受ければ、特例率が適用となります。

城下委員 昨日の質疑では、中小企業の支援機関ということで84者あって、そういうところに相談を周知したいという話だったが、中小企業の方たちは個人的に計画を作成するというのは難しいものか。この84者の支援機関には、どこが中心となってつなげていくのか。

当麻資産税課長 計画の策定自体は、国の方である程度簡易な様式を用意していると聞いております。84者の支援機関とのつながりですが、市においては昨日も答弁があったと思いますが、産業経済部が窓口となって、こちらの支援機関を個別にご案内するという流れかと思えます。

亀山委員 市長が計画を立てて大臣の同意を受けたら、中小企業が導入計画を立てていくということだが、スケジュールをわかりやすく教えていただきたい。期間がタイトで、例えば平均3%以上向上する設備投資という労働生産性で、年平均1%ずつ上げていくというようなことも含まれ、1年目は

タイトなスケジュールの中で1%ずつ上げていくのは大変だという話も聞いている。もっと詳しいスケジュールを教えてください。

当麻資産税課長 計画の策定、運用自体は産業経済部の所管になるため、詳しいスケジュールまではわかりません。

村上委員 導入する固定資産に、ある程度の基準があると聞いているが、こういった物でないと対象にならないなどはあるのか。

当麻資産税課長 直接、営業や収益の向上に資するものと条件づけがされており、福利厚生関係のものなどは対象にならないと考えられます。そういった前提において、旧モデル比1%の効率化が見られるものが、工業会が認定して対象になるということです。

村上委員 設備自体が1%効率化されるということの認定を受けた機械ということで、ある意味、それを導入することによってこの3%は達成するという前提になるということでしょうか。

当麻資産税課長 少々複雑になりますが、個別に固定資産税で言いますと償却資産という資産になるのですが、その償却資産がそれぞれ1%を達成することによって、こちらの特例対象となる資格がまず生まれるのですが、一方で3%と

いう基準があると思いますが、それらの設備投資をいろいろ複合し、総合的に3%経営の向上に資すると認められた場合が、こちらの認定条件になるというものです。

村上委員

今回3%向上という縛りがあって、それを計画をつくってやっていくわけだが、最終的に3%の成果は資産税課で把握をして、減免になるかならないかを判断するということか。

当麻資産税課
長

資産税課としては、形式的に市が計画を策定し、その後、市長が各企業の個別の計画を認定します。更に、工業会からそれぞれの償却資産に対して、1%を達成したという証明書が発行されます。形式的なこれらの要件が揃えば特例率を適用するもので、その後の検証は資産税課では行うことはありません。

城下委員

手続きをして、課税が3年間ゼロになるということか。

当麻資産税課
長

こちらの設備投資によって取得した償却資産に関しては、ゼロとなる条例案です。

城下委員

今回の条例改正によって、その対象事業者はどれぐらいを見込んでいるのか。

当麻資産税課長 計画がまだ同意されていないので未策定ですが、対象は、60を目標値としていると産業経済部に聞いております。

城下委員 60という数字について、国が言っているのか。所沢市の数字なのか。

当麻資産税課長 当市においては、60企業程度が特例を受ける目標というようなことで設定をすると聞いております。

城下委員 当初予算の所沢市の資本金等による均等割額で7,628社と資料にあったが、その内の大体60企業としても、本当に一部の中小企業に対する部分での改正になるということか。ほとんどの企業は恩恵を受けられないということか。

当麻資産税課長 60という数字の根拠は承知しておりませんが、数千というレベルではないものと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第62号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第2号）」当委

員会所管部分（財務部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

歳入の民生費国庫補助金02については、生活保護の支給のシステム改修に関連しての歳入ということでしょうか。

新井財政課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時50分）

再 開（午前11時44分）

○議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第2号）」当委員会所管部分

【意見】

城下委員

議案第60号のうち歳入について、生活保護受給者の扶助費の引き下げに伴うシステム改修のための補助金が含まれていることから反対とします。詳細については討論で行います。

【意見終結】

【採決】

議案第60号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時46分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成30年第2回（6月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について